

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請 の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 (注1) 12 13 14 15 16 17 18 (注2) 19 20 (注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注3) 31 (注3) 32 (注3)	(注1) 特定地上基幹放送局 等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局 以外の地上基幹放送局 又は特定地上基幹放送 試験局以外の地上基幹 放送試験局の場合に限 る。 (注3) 基幹放送に加えて基 幹放送以外の無線通信 の送信をする無線局の 場合に限る。
2 変更の申請 又は届出を行 う場合	1 (注1) 2 3 4 5 6 7 12 (注1) 13 14 15 (注2) 24 (注3) 26 (注4) 28 (注5) 30 (注6) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を 除く。 (注2) 16の欄から23の欄ま でに変更がある場合に 限る。 (注3) 25の欄に変更がある 場合に限る。 (注4) 27の欄に変更がある 場合に限る。 (注5) 29の欄に変更がある 場合に限る。 (注6) 31の欄又は32の欄に 変更がある場合に限る 。
3 再免許の申 請の場合	1 2 3 4 5 6 7 10 11 (注1) 12 13 14 15 16 18 (注2) 19 20 (注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注3) 31 (注3) 32 (注3)	(注1) 特定地上基幹放送局 等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局 以外の地上基幹放送局 又は特定地上基幹放送 試験局以外の地上基幹 放送試験局の場合に限 る。 (注3) 基幹放送に加えて基 幹放送以外の無線通信 の送信をする無線局の 場合に限る。

2 1の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の免許の番号を記載すること。

- 3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、総務大臣が別に告示する無線局の種別コード等のコード表（以下「無線局種別等コード表」という。）により該当するコードを記載すること。
- 5 4の欄は、次によること。
  - (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできる限り詳しく記載すること。
  - (2) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。
- 6 5の欄は、日本工業規格 J I S X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 7 6の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 8 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
- 9 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「H28.12.21」のように記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。
- 10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。日付指定については、注9の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 11 10の欄は、総務大臣が別に告示する無線局の目的コード等のコード表（以下「無線局目的等コード表」という。）により該当するコード（無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。）を記載すること。
- 12 11の欄は、次によること。
  - (1) 国内放送又は国際放送を行う基幹放送局の場合（(2)から(5)までの場合を除く。）、放送事項を放送の目的別種類（報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、これらによるほか、適宜の分類を用いることができる。以下この別表において同じ。）により、次のように記載すること。なお、コード欄は、無線局種別等コード表により該当するコードがある場合に限り記載すること。
    - ア コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局の場合  
（記載例）

コード	目的別種類
01	報道（一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等）
02	教育（学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等）
03	教養（政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等）
04	娯楽（音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等）
06	その他（通信販売番組等）

イ コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合

（記載例）

生活情報（道路交通情報、病院の案内、天気予報等）

行政情報（市町村議会情報、市町村広報等）

観光情報（観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内、各種行事の案内等）

(2) 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて記載すること。

(3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。

（記載例） 何県においてテレビジョン放送を行つている放送事業者の放送番組

（記載例） 何県において中波放送を行つている放送事業者の放送番組

(4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア 博覧会等の用に供する場合

（記載例） 何博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立てる場合

（記載例） 何地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

(5) 中継国際放送を行う基幹放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。

（記載例） 何外国放送事業者により行われる中継国際放送に係る事項

13 12の欄は、次の区分に従い、記載すること。

(1) 免許の申請の場合

希望する識別信号

(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）

14 13の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。

15 14の欄は、次によること。

(1) 電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に冠して記載すること。

ア 占有周波数帯幅を3数字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。



受信設備 1,600 千円

土地・建物 1,100 千円

その他 300 千円

(注) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合であつて、土地若しくは建物を購入し、又は借用するときは、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

(2) (1)以外の基幹放送局の場合は、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

区	分	金額	備考
送信所の機械設備	(記載例) 送信機 空中線系 空中線柱 電源装置 その他の設備 計	千円	
演奏所の機械設備	演奏装置 撮像装置 調整装置 電源装置 その他の設備 計		
受信所の機械設備	受信機 空中線系 その他の設備 計		
土地	送信所 演奏所 受信所 事務所等 計		
建物	送信所 演奏所 受信所 事務所等 計		

その他	事務所設備 道路分担金 電力引込負担金 S Tリンク 工事雑費等 計		
合	計		

(注1) 備考の欄の記載は、次によること。

ア 土地、建物等を借用する場合は、その旨及び1年分の借料を記載すること。

イ 土地又は建物の規模等を「畑地何平方メートル何某所有」、「鉄筋コンクリート何階建何平方メートル」のように記載すること。

(注2) 送信所、演奏所、受信所等の土地若しくは建物の購入又は借用、送信空中線の共用等の場合は、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

19 18の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第1項の規定により一の認定を受けようとする者の氏名又は名称（申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。）を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合は記載を要しない。

20 19の欄は、次により記載すること。

(1) 地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 放送法第121条第2項第1号（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号）に規定する基幹放送局設備（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備）の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 放送法第121条第2項第2号（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第2号及び第121条第2項第2号）に規定する基幹放送局設備（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備）を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

(5) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア 記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

21 20の欄は、次により記載すること。

(1) 19の欄の概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第1号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

(2) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア 記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

22 21の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について、放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、同法第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この別表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

(2) 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

(3) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

(4) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア 記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共

用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

23 22 の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する口にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1 免許の申請の場合	(1) (注1)(注2)(注5) (注10)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるもの)に限る。以下この表において同じ。
	(2) (注1)(注2)(注3)	
	(3) (注1)(注2)(注3) (注10)	
	(4) (注1)(注2)(注3) (注10)(注12)	
	(5) (注1)(注2)(注3) (注10)(注12)	
	(6) (注1)(注2)(注10)	
	(7) (注1)(注3)(注6) (注7)(注10)(注12)	
	(8) (注1)(注6)(注7) (注10)(注12)	
	(9) (注1)(注10)(注12)	
	(10) (注1)(注3)(注6) (注7)(注10)(注12)	(注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(11) (注1)(注4)(注7) (注10)(注12)	
	(12) (注1)(注3)(注10) (注12)	(注3) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(13) (注1)(注8)	
	(14) (注1)(注9)	(注4) 学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
	(15) (注1)(注2)(注3) (注7)(注10)(注11)	
	(16) (注1)(注2)(注3) (注7)(注10)(注11)	(注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。
	(17) (注1)(注2)(注3)	
	(18) (注1)(注2)(注3) (注7)(注10)(注12)	(注6) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注7) 臨時目的放送を専ら

		<p>行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注8) 地上基幹放送試験局の場合に限る。</p> <p>(注9) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p> <p>(注10) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注11) コミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注12) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。</p>
<p>2 変更の申請又は届出を行う場合</p>	<p>(1) (注1)(注2)(注6)(注9)</p> <p>(2) (注1)(注2)(注6)</p> <p>(3) (注1)(注2)(注6)(注9)</p> <p>(4) (注1)(注2)(注6)(注9)(注11)</p> <p>(5) (注1)(注2)(注6)(注9)(注11)</p> <p>(6) (注1)(注6)(注9)</p> <p>(7) (注2)(注4)(注5)(注6)(注9)(注11)</p> <p>(8) (注4)(注5)(注6)(注9)(注11)</p> <p>(9) (注6)(注9)(注11)</p>	<p>(注1) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注2) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) 学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。</p> <p>(注4) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注5) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合</p>

	<p>(10) (注2)(注4)(注5) (注6)(注9)(注11)</p> <p>(11) (注2)(注5)(注9) (注11)</p> <p>(12) (注2)(注9)(注11)</p> <p>(13) (注3)(注7)</p> <p>(14) (注3)(注8)</p> <p>(15) (注1)(注2)(注5) (注6)(注9)(注10)</p> <p>(16) (注1)(注2)(注5) (注6)(注9)(注10)</p> <p>(17) (注1)(注2)(注6) (注9)</p>	<p>は、提出を要しない。</p> <p>(注6) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。</p> <p>(注7) 地上基幹放送試験局の場合に限る。</p> <p>(注8) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p> <p>(注9) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注10) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注11) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。</p>
<p>3 再免許の申請の場合</p>	<p>(1) (注1)(注2)(注5) (注10)</p> <p>(3) (注1)(注2)(注3) (注10)</p> <p>(4) (注1)(注2)(注3) (注10)(注12)</p> <p>(5) (注1)(注2)(注3) (注10)(注12)</p> <p>(6) (注1)(注2)(注10)</p> <p>(7) (注1)(注3)(注6) (注7)(注10)(注12)</p> <p>(8) (注1)(注6)(注7) (注10)(注12)</p> <p>(9) (注1)(注10)(注12)</p> <p>(10) (注1)(注3)(注6) (注7)(注10)(注12)</p> <p>(11) (注1)(注4)(注10) (注12)</p> <p>(12) (注1)(注3)(注10) (注12)</p> <p>(13) (注1)(注8)</p> <p>(14) (注1)(注9)</p>	<p>(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注4) 学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。</p>

	(15) (注1)(注2)(注3) (注10)(注11) (16) (注1)(注2)(注3) (注10)(注11) (17) (注1)(注2)(注3) (19) (注1)	(注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注6) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注7) 放送法施行令第8条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。 (注8) 地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注9) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注11) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注12) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。
--	--	---

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

ア 株式会社の場合

経営形態	株 式 会 社		
資本又は 出資の額	発行済みの株式の額 及びその株式数	増資予定の期日、額 及びその株式数	増資後の資本の額及 びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社（設立中）		
資本又は 出資の額	発起人引受けの株式 数及びその額	募集の株式数及びそ の額	合 計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること

。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に放送事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款（会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、（注1）及び（注2）に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額			資金調達の方法
工 事 費	千 円	合 計	
創 業 費			
そ の 他			
合 計			

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次のアの様式により記載すること。さらに、外国人等の占める議決権（間接に占めるものを含む。）がある場合には、イの様式に記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数

フリガナ 氏名又は名称	住 所	職 業	総議決権に 対する比率	備 考
			%	

(注1) 総議決権に対する比率が100分の1以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、（注1）によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により将来において、総議決権に対する比率が100分の1以上となる場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株) (代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(エ) 出資予定のものについてはその旨

イ 外国人等の占める議決権の数

フリガナ 氏名又は 名称	住所	職業	総議決権 に対する 比 率	当該出資者 の議決権を 有する外国 人等の氏名 又は名称	外国人等が 当該出資者 に占める議 決権の比率	当該外国人 等が申請者 に対し間接 に占める議 決権の比率	備考
			%		%	%	
外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満の比率のもの計			%				
計			外国人等の直接に占める議決権の比率の計 %			外国人等の間接に占める議決権の比率の計 %	
合計			外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率合計の %				

(注1) 外国人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者及び同

条第4項第3号ロに掲げる者並びに施行規則第6条の3の2第4項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項及び第6項に規定するそのすべてを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

- (注2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、アの(注4)から(注6)に準じて記載すること。
- (注3) 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のもの比率は、合算して記載すること。
- (注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請者に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。
- (ア) 当該出資者に2以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。
- (イ) 施行規則第6条の3の2第3項に規定する一の外国人等が申請者の議決権を有する2以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるものこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。
- (注5) 当該外国人等が申請者に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請者に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- (ア) 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。
- (イ) 当該出資者に2以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。
- (注6) 備考の欄は、アの(注7)(ア)、(イ)及び(エ)に準じて記載すること。また、施行規則第6条の3の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定に該当する場合は、その旨を記載すること。
- (注7) 特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員の総数に対し外国籍の社員が有する議決権の比率、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員の総数に対し外国籍の評議員が有する議決権の比率を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。
- (4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	総議決権に対する比率	(A) が地上基幹放送事業者の 10 分の 1 を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の 3 分の 1 を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10 分の 1 を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち (A) の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(注 1) 議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第 67 条の 11 第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一の者が議決権の 2 分の 1 を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権

とみなして計算すること。

ウ イの本文の規定は、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある1又は2以上の法人又は団体（以下この注において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）に準用する。

エ ウの規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄は、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らの有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注) (4) (注1) アからウまで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次のア及びイによること。

ア (4) (注1) アからウまでについては、「一の者」とあるのは「基幹放送局を開設しようとする者」と、「基幹放送局を開設しようとする者」とあるのは「他の



計							
合計	備考						
時間 分 ( 分)	字	時間	分 ( 分)	%			
※字幕付与可能な1週間の	解	時間	分 ( 分)	%			
放送時間							
時間 分 ( 分)							

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号(報道は(報)、教育は(育)、教養は(養)、娯楽は(娯)、その他は(他)と表示)に従い、個々に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間(字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とする。)について、字幕放送及び解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について個々の放送番組の欄に「㊦」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の番組の記載

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注3) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示するこ

と。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類すべてについて表示すること。

(注4) 番組数計の欄は、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「㊦」の記号等を表示し、番組数計の欄に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注3) 番組数計の欄は、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「㊦」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の特定地上基幹放送局等の場合

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
合計						時間 分	備考	

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道 教育 教養 娯楽 その他	時間 分	%	
合計	時間 分	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、アの(ア)又は(イ)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(補完: )で再掲すること。

(注3) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(有料: )で再掲すること。

(注4) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとのに細分すること。

#### ウ ローカル番組

##### (ア) ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 ( % )	時間 分 ( % )

##### (イ) 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 ( % )	時間 分 ( % )

##### (ウ) ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 ( % )	時間 分 ( % )

##### (エ) 総合計

総合計(ア)+(イ)+(ウ)	時間 分 ( % )
----------------	------------

(注1) 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

(注2) アの放送番組表に基づいて記載すること。

(注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの

放送番組と認められるもの（自社以外が制作したものを含む。）について記載すること。

（注4） 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組	合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送		
分	分	分	分	分	分	分
%	%	%	%	%	%	100.0%

（注1） アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間（分）及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

（注2） ①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

（注3） 自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

オ 他から供給を受ける放送番組の時間帯

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

供給者名	1週間の放送時間（他から供給を受ける放送番組）	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者 小計	時間 分 ( 分) %	
その他の者 小計	時間 分 ( 分) %	
計 (①)	時間 分 ( 分) %	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計	時間 分 ( 分) %	
その他の者 小計	時間 分 ( 分) %	
計 (②)	時間 分 ( 分) %	
合計 (①+②=③)	他社の放送番組 時間 分 ( 分) %	
備考	自社の放送番組 時間 分 ( 分) %	

（注1） 供給者名の欄は、ア(ア)Aの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計

及び合計を記載すること。

(注2) 合計の欄の比率は、ア(ア)Aの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 備考の欄の比率は、ア(ア)Aの放送番組表の合計の欄の時間から合計(①+②=③)の欄の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の番組の記載

供給者名	放送番組数	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数 計	
(ニュース以外の番組)	番組数 計	
合計	番組数 ( % )	

(注1) 供給者名の欄は、ア(ア)Bの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、ア(ア)Bの放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

供給者名	放送番組数	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数 計	
(ニュース以外の番組)	番組数 計	
合計	番組数 ( % )	

(注1) 供給者名の欄は、ア(イ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、ア(イ)の放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書

類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の特定地上基幹放送局等の場合

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	時間 分 計	
(ニュース以外の番組)	時間 分 計	
合計	時間 分 ( ) (%)	

(注1) 供給者名の欄は、ア(ウ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、ア(ウ)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数	人				

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。



放送番組制作料										
放送番組売上料										
放送受託費（放送局設備供給役務料）										
その他										
2 売上原価										
放送費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3 売上総利益（1 - 2）										
4 販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5 営業利益（3 - 4）										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益（5 + 6 - 7）										
備考										

(注1) この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。地上基幹放送試験局及び地上基幹放送を行う実用化試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

(注2) 事業収支の欄は、申請者が行う放送事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

(注4) 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送局の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

(注5) 放送受託費の欄は、申請者が基幹放送局提供事業者である場合に限り記載することとし、自己の申請に係る認定基幹放送事業者との間で締結した放送局設備供給契約に基づく当該供給役務料金収入見込みを記載する。

なお、自己の申請とは異なる認定基幹放送事業者から同様の収入見込み

がある場合は、当該収入見込み総額を記載の上、下段に自己の申請に係る認定基幹放送事業者及びその他の者ごとに放送受託費の内訳をそれぞれ記載すること。

(注6) 次の書類を添付すること（地上基幹放送試験局、臨時目的放送を専ら行う基幹放送局、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。）

(ア) 放送料表

(イ) 最近の決算期における計算書類（施行規則第43条の3第3項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。）

(ウ) その他参考となる書類

(注7) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載すること。

(注8) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、当該基幹放送局の運営に係る収支について、適宜の様式により記載すること。また、再免許の申請の場合にあつては、直前の決算期に係る計算書類をもつて代えることができる。

イ 見積りの根拠（臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。）

(ア) 収益

区 分	1週間平均の回数	単 価	1週間平均の収入	1年間の収入
(記載例)	回	千円	千円	千円
放送料				
Aタイム 30分				
15分				
Bタイム 30分				
15分				
Aスポット				
Bスポット				

(注1) アの表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。

(注2) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、契約者数及び有料放送料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(注3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、適宜の様式により記載すること。

(イ) 費用

科 目	金 額	根 拠
-----	-----	-----

	千円	
--	----	--

(注1) (ア)の注に準じて記載すること。

(注2) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、各科目ごとに有料放送に係る金額及び根拠を( )で再掲すること。

(16) 別紙(18)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏名又は名称	住所	1年間の利 用見込金額	1年間平均の利用度		備考
			回数	時間	

(注1) 他人の利用に供するものについて記載すること。

(注2) 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

(注3) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

(17) 別紙(19)は、次の事項について記載すること。

ア 事業の実績（受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除く。）

(ア) 事業遂行の概要（事業計画の実施状況（臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。）について簡単に記載すること。放送試験局の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。）

(イ) 別に定める1週間の放送の実施状況

他から供給を受けた放送番組の時間（協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）

(ウ) 放送番組に関する参考事項（放送番組について基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第2又は放送法関係審査基準別紙1の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。）

(エ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績（協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）（当該申請が決算期中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。）

(18) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何放送局に同じ」のように記載すること。

24 23の欄は、次によること。

(1) 申請に係る基幹放送局が他の基幹放送局の放送番組を同時に中継して放送するものにあつては、当該他の基幹放送局から当該申請に係る基幹放送局までの放送番組の中継の方法を記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合にあつては、当該他の基幹放送局とする。

(2) 申請に係る基幹放送局が超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、共用を予定している無線設備に係る超短波放

送を行う基幹放送事業者名を記載すること。ただし、超短波放送を行う基幹放送事業者がその放送設備を共用して開設する場合は、この限りでない。

- (3) 当該基幹放送局の送信設備が施行規則第 11 条の 3 第 3 号又は第 4 号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることになっている無線局の名称及び識別信号又は相手方の無線局が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所を記載すること。
- (4) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、1 日の放送時間のうち有料放送（有料放送に関する告知放送を含む。）を行うことを予定している時間帯（曜日等により異なるときは、その旨）を記載すること。
- (5) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、コミュニティ放送の実施予定地域（申請者が地域住民の需要にこたえ放送を実施しようとする地域をいう。）を次のように記載すること。

（記載例） コミュニティ放送の実施予定地域は、（何）市の一部

- (6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第 15 条第 2 項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
- (7) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第 6 条の 4 の 2 で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。
- (8) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

25 25 の欄は、次によること。

- (1) 都道府県一市区町村コードの欄は、放送区域（下記注 26 の(3)ア(i)の周波数によるものとする。）が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が 100 ワット未満（ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送（以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を行う基幹放送局の場合は 10 ワット未満。注 27 において同じ。）であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。
- (2) 世帯数、放送区域内の世帯数の欄は、最近の国勢調査による数を記載すること。

26 27 の欄は、次によること。

- (1) 都道府県一市区町村コードの欄は、第 7 条第 1 項の規定に基づき地図に表示した放送区域が含まれる都、道、府、県等について、都道府県コードを記載すること。
- (2) 全部・一部の別の欄は、放送区域が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶときは都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶときは市、区、町又は村を単位に記載することとし、該当する□にレ印を付けること。

なお、この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が 100 ワット未満であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

- (3) 第 7 条第 1 項の規定に基づき提出する書類に記載する放送区域は、次に掲げる区分

に従つて表示したものを提出するものとする。ただし、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合であつて、別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したときはその旨を記載し、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合は、その基幹放送局が無線設備を共有する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局のものと同じである旨を記載し、また、再免許の申請の場合であつて、当該別紙に記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同じであるときはその旨を記載し、提出を省略することができる。また、短波放送を行う基幹放送局であつて、中継国際放送を行うもの場合は、「何区域」のように記載すること。

ア 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合

(ア) 希望する空中線電力が 100 ワット以上（ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は 10 ワット以上。）であるときは 20 万分の 1 以上の精密度を有する地図に、100 ワット未満であるときは 5 万分の 1 以上の精密度を有する地図に基幹放送局の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 21 号）第 2 条第 15 号の規定による放送区域を表示し、かつ、同号の規定により放送区域となる地域に指定された電界強度による等電界強度線及び送信空中線の位置を表示すること。この場合において、この図面の大きさが 1 平方メートル以上となるときは、50 万分の 1 又は 20 万分の 1 の精密度を有する地図に記載すること。

(イ) 放送区域及び等電界強度線を表示するに当たっては、次に掲げる基幹放送局の区別に従い、それぞれに該当する周波数によること（これらの周波数以外の周波数によることが適当と認めるときは、当該周波数によるものとする。この場合においては、当該周波数を図面に付記すること。）。

A 中波放送を行う基幹放送局の場合

1,000kHz

B 超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合

85MHz

C テレビジョン放送を行う基幹放送局の場合

600MHz

(ウ) 放送区域、等電界強度線又は送信空中線の位置が送信装置ごとに異なるときは、その別に記載すること。

イ ア以外の基幹放送局（短波放送を行う基幹放送局であつて、国際放送又は中継国際放送を行うものを除く。）の場合

アに準じて記載すること。

27 29 の欄は、中波放送を行う基幹放送局に限り、使用する無線設備の区分が異なるごとに次により記載すること。

(1) 使用する無線設備の区分の欄は、該当する□にレ印を付けること。

- (2) 放送区域内の世帯数の欄は、当該放送区域内に含まれる全世帯数を記載すること。
- (3) ブランケット・エリア内の世帯数の欄は、次式により算出した距離を半径とする円内に含まれる全世帯数を記載すること。

$$D=60\sqrt{P}$$

Dは、送信空中線からの距離 (m)

Pは、空中線に供給される電力に短小垂直空中線に対する利得を乗じた値 (kW)

- (4) 比率の欄は、ブランケット・エリア内の世帯数の放送区域内の全世帯数に対する比率を記載すること。
- 28 31 の欄は、無線局種目的等コード表により該当するコードを記載すること。
- 29 32 の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。
- 30 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 31 無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表の定める規格の用紙とする。
- 32 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。